

委託業務特記仕様書（令和8年8月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書（令和8年7月）」、「徳島県設計業務共通仕様書（令和8年7月）」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書（令和8年7月）」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

委託業務共通仕様書について

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314451/>

（成績評定の選択制（試行））

- 第2条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第3条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第4条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）

を目標として定め、計画的に業務を履行する)の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。

(1) ウェンズデー・ホーム(水曜日は定時の帰宅を心がける。)

(2) マンデー・ノーピリオド(月曜日(連休明け)を依頼の期限日としない。)

(3) フライデー・ノーリクエスト(金曜日(連休前)に依頼をしない。)

2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。

5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

(業務スケジュール管理表)

第5条 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

(Web会議【発注者指定型】)

第6条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議(発注者指定型)」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

(Web検査【発注者指定型】)

第7条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査(発注者指定型)」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（オンライン電子納品）

第9条 受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品をすることができる。

- 2 なお、オンライン電子納品を実施する場合、次の URL にある「オンライン電子納品実施要領」を適用することとする。

オンライン電子納品実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312755/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第10条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（CIM活用業務【受注者希望型】）

第11条 本業務は、CIM（Construction Information Modeling, Management）を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「CIM活用業務（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「CIM活用業務試行要領」を適用する。

- 2 受注者は、CIM活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

CIM活用業務試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7238626/>

(本業務の特記仕様事項)

第 1 2 条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

(本業務における特記仕様事項を記載)

砂防等基礎調査業務 仕様書

第1章 総 則

(共通仕様書の適用)

第1条 本仕様書は、徳島県が実施する高精度地図を用いて抽出した土砂災害のおそれのある箇所（土石流、急傾斜）（以下、「リスク箇所（土石流、急傾斜）」という。）などの基礎調査事業の「土砂災害警戒区域等に関する基礎調査」に適用する。

本仕様書に定めのない事項については、準拠図書に基づき実施しなければならない。

(目的)

第2条 本仕様書の規定は、土砂災害防止法第7条（土砂災害警戒区域）第4項及び同法第9条（土砂災害特別警戒区域）第4項に規定する公示図書に使用する危害のおそれのある土地の区域及び著しい危害のおそれのある土地の区域の設定調査（以下「調査」という。）を、机上調査及び現地調査による結果よりとりまとめ、整理することを目的とする。

(業務対象範囲)

第3条 業務対象は、南部総合県民局（美波庁舎）管内で抽出したリスク箇所（土石流、急傾斜）とする。

2 リスク箇所（土石流、急傾斜）の現地調査は、周辺の既往土砂災害警戒区域等の指定範囲を把握した上で、行うものとする。

(準拠図書)

第4条 本業務は、以下の図書に従って実施するものとする。ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改訂された最新のものとする。なお、業務途中で改訂された場合はこの限りでない。

- (1) 土砂災害防止法に関わる基礎調査マニュアル(案)（土石流編）（H23 年度改訂版）徳島県
- (2) 土砂災害防止法に関わる基礎調査マニュアル(案)（急傾斜地編）（H22 年度改訂版）徳島県
- (3) 基礎調査調査作成・照査マニュアル（Ver. 220104）
- (4) 基礎調査照査要領（案）（Ver. 220104）
- (5) 土砂災害防止法に使用する数値地図作成ガイドライン（第8版）
- (6) 徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月
- (7) 徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月
- (8) 徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月
- (9) 土石流危険渓流および土石流危険区域調査要領（案）
- (10) 急傾斜地崩壊危険箇所等点検要領
- (11) 斜面カルテの作成要領（平成10年6月）
- (12) 斜面カルテの作成要領の解説（平成10年6月）
- (13) がけ崩れ災害の実態（土木研究所資料第3484号）
- (14) 土砂災害ハザードマップ作成のための指針と解説（案） 平成17年7月

(貸与する図書等)

第5条 県は、以下の図書を受注者に貸与する。

- (1) 新規抽出箇所の資料
- (2) 砂防基盤図の既存DMデータファイル (2D・3D 共)
- (3) 砂防三法の指定地台帳
- (4) 既存施設の竣工図面、設計資料
- (5) その他、必要と思われる資料

2 既存DMデータが存在していない箇所については、本業務の新規図化作成により作成するものとする。

3 受注者は、貸与資料を適切な管理のもと保管し、本業務の終了後または監督員からの返却の指示があった場合には速やかに資料を返却しなければならない。

第2章 基礎調査

(基礎調査に使用する資料等)

第6条 本業務は、微地形調査により既存数値地図 (1/2500DM) へ補正・編集を加えたもの (以下「修正数値地図」という。) を用いるものとする。また、数値地図については最新のものであることを確認し、修正経緯表を作成する。

2 危害のおそれのある区域等の設定には、区域設定支援システム ((財) 砂防フロンティア整備推進機構) を使用することができる。※システムは基礎調査マニュアルに沿ったものであること。

(計画準備)

第7条 基礎調査に先立ち、調査内容を十分理解したうえで、目的が達成できるよう調査計画を立案するとともに、基礎調査の準備を行う。また、砂防基盤図の既存DMデータの精度確認を行い、宅盤の傾斜・不要な突起物等を把握した上で微地形調査に着手することとし、特に疑義のある場合には、その内容について具体的にとりまとめ、監督員に報告するものとする。

(調査項目)

第8条 調査項目は次のとおりとする。

- (1) 危害のおそれのある土地の現地確認
- (2) 数値地図作成
- (3) 地形調査
- (4) 地質調査
- (5) 対策施設状況調査
- (6) 過去の災害実績調査
- (7) 危害のおそれのある土地等の区域の設定
- (8) 危害のおそれのある土地等の区域の調査
- (9) 要配慮者利用施設や避難所の有無の調査
- (10) 土地利用状況調査 (現地踏査に立ち入る必要のある範囲)

なお、抽出されたリスク箇所について、現地調査により土砂災害防止法に規定する危害のおそれのある土地を確認する。また、数値地図作成については別紙2を参照、基礎調査 (急傾斜地の崩壊、土石流) の現地調査及び机上調査については、土砂災害防止法に関わる基礎調査マニュアルと別紙3のとおりとする。

(とりまとめ調書作成)

第9条 基礎調査について公示図書に使用できるようとりまとめ、区域調書に整理する。

2 区域調書は砂防フロンティア整備推進機構のエクセルデータを使用し、成果品提出前に砂防フロンティア整備推進機構の区域調書インポート支援ツールで事前チェックを実施する。

3 土砂災害防止法に規定する危害のおそれのある土地を確認できなかった箇所については、対象外調書を作成する。

(公示用図書の作成)

第10条 土砂災害警戒区域等の指定に際して必要な公示用図書を作成する。

(説明会資料の作成)

第11条 土砂災害警戒区域等の指定時の説明会用資料を作成する。

(土砂災害警戒区域DBの作成)

第12条 土砂災害警戒区域DBを作成する。

(位置情報データ)

第13条 本業務にて範囲設定した危険箇所の位置情報を含む地形図データは、次のとおり作成する。

	ファイル単位	保存形式	特記事項	特記事項
警戒区域等区域図	1 設定箇所毎	SHP 形式 DXF 形式	警戒区域等区域図は 1 ファイル 1 ポリゴンとする	ファイル名称等は別紙 5 のとおりとする

第3章 その他

(打合せ協議)

第14条 本業務を円滑に実施するために、打合せ協議を業務着手時、中間時、完了時に行う。特に、基礎調査、公示用図書の精度、品質にかかわる打ち合わせ協議を必ず行い、基礎調査マニュアルに基づき、十分に照査すること。

(疑義)

第15条 マニュアル(案)等に具体的な手法や判断方法が記載されていない事項については、問題点として抽出のうえ、監督員と協議するものとする。

(報告書の作成)

第16条 成果品は次のとおりとする。成果品の体裁、とりまとめ方法については監督員と打合わせの上、作成するものとする。また、データファイルについてはCD-R 又はDVD-R にて提出するものとする。ただし、データ容量が膨大となる場合には、監督員との協議の上、別の記録媒体を用いてもよいものとする。

〈成果品〉

報告書(A4版、ワープロ製本) 2部

報告書(市町村送付用、区域調書等) 市町村数部

電子データ

○基礎調査

- ・作成した原稿・原図、データ（電子納品対応 CD 等）（発注庁舎 2 部、砂防・気候防災課 1 部） 3 部
- ・作成した原稿・原図、データ（危険箇所ごとにフォルダ分け（別紙 6 のとおり）した CD 等）
（発注庁舎 1 部、砂防・気候防災課 1 部、市町村用（市町村別）市町村数部） 2 部+市町村数部

（砂防台帳システムへの基礎調査結果入力）

第 17 条 基礎調査で作成された警戒区域等区域図及び空中写真判読図の位置情報（DXF）は、第 13 条で示すとおりのファイル名つけ、砂防台帳システムに入力すること。なお入力に際しては、砂防・気候防災課にて、作業を行うこととし、事前に砂防・気候防災課に連絡し調整を行うこと。

（身分証明証の携帯）

第 18 条 現地調査の実施には、土砂災害防止法に基づき県が交付する身分証明証を携帯しなければならない。

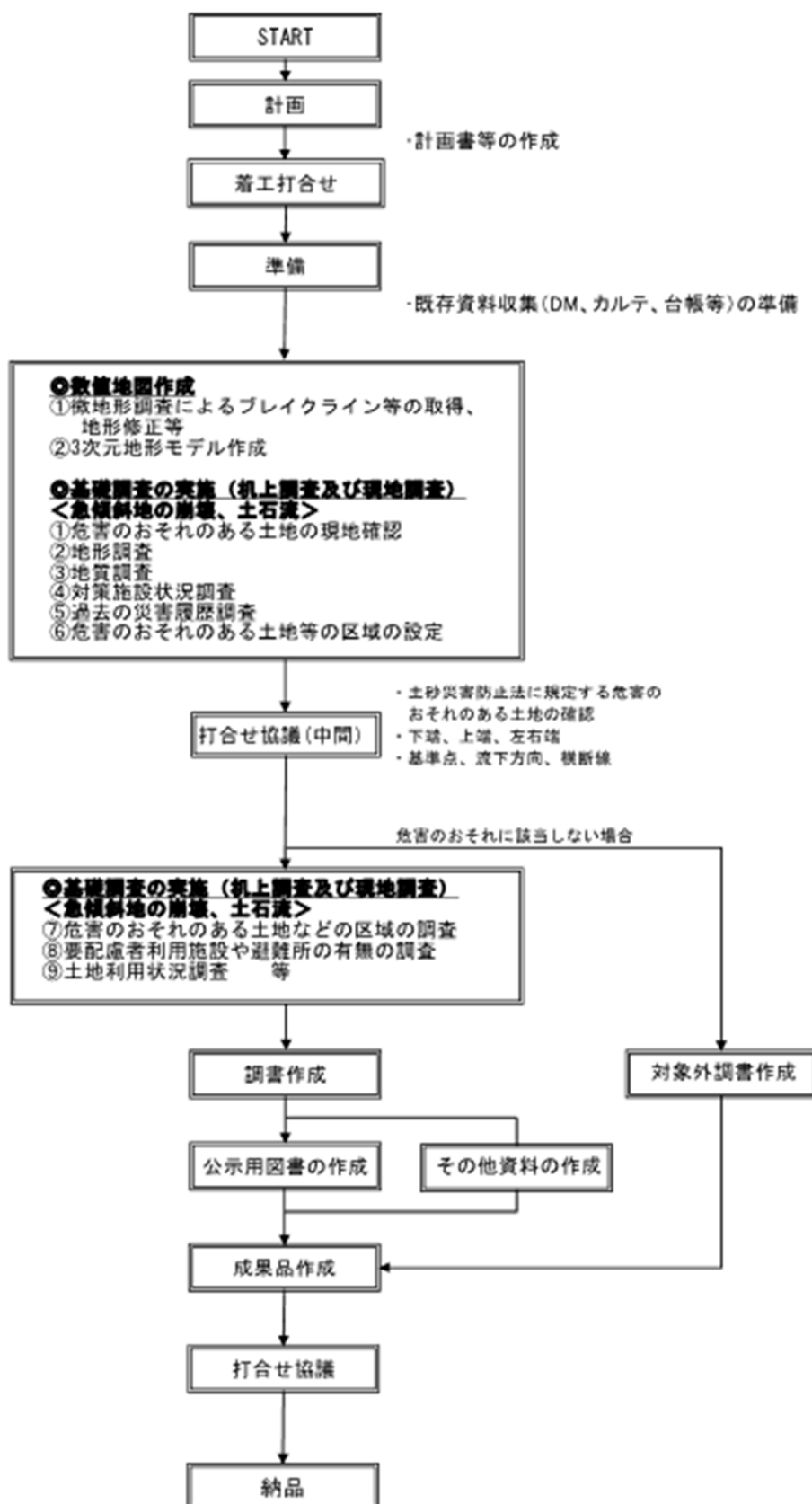
2 身分証明証は、土地所有者等から請求があったときは、これを提示するものとする。

3 受注者は、業務が完了した場合など身分証明証が不要となったときは、遅滞なく県に返却しなければならない。

（調査・試験に対する協力）

第 19 条 受託者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して監督員の指示によりこれに協力しなければならない。

業務フロー



別紙2 数値図化・数値地図作成

(使用する資料)

第1条 基礎調査に使用する資料は、原則として次により修正された数値地図（1/2、500DM）（以下「修正数値地図」という。）、三次元地形モデルとする（以下「地形図等」という。）。

(微地形調査及び数値図化編集)

第2条 微地形調査を行い、既存DMデータファイル（2D・3D 共）の数値図化・編集を図郭毎に行うものとし、データ取得項目・ファイル作成等については「土砂災害防止法に使用する数値地図作成ガイドライン」（第8版）に従うものとする。

2 微地形調査では、3次元モデルを作成するのに必要な、急傾斜地の斜面尻付近や土石流のおそれのある溪流の扇頂部付近及び谷の形状等を適切に表現するため、空中写真上で判読困難又は判読不能な部分や高さ1mを超える微地形等について、ブレイクライン等の取得のための現地確認作業を行い、これらの結果を基に、数値図化及び数値編集に必要な資料を作成するものとする。特に急傾斜については斜面の上端及び下端の両端を現地で確認し、図化するものとする。

3 数値図化は、図化機、座標読取装置付アナログ図化機またはデジタルステレオ図化機（以下「数値図化機」という。）を用いて実施し、微地形調査等により取得した地図情報を数値形式で測定し、記録するものとする。使用する数値図化機等は所定の精度が保持できる性能を有するものとする。

4 数値図化により取得された各種データを、現地調査等の結果に基づき、編集装置のグラフィックディスプレイ上で編集し、編集済みデータを作成するものとする。

なお、3次元編集にあたっては、新法数値地図作成作業データファイル仕様及び項目別データ取得基準細則に従うものとする。作成データは、「徳島県公共測量作業規程に定めるデジタルマッピングデータファイル仕様」に基づきデータファイルを作成するものとする。

5 DMデータファイルの単位・名称は既存ファイル（1図郭1ファイル）に合わせるものとし、項目データごとにレイヤー区分を行う。また、発注者における今後の利用を考慮して、DMデータファイルのフォーマット等の必要な事項について記述した説明書の作成も行う。

6 微地形調査の結果による、図化内容は現地調査記録と共に監督員に提出するものとする。

(3次元地形モデル作成)

第3条 数値地図で作成された数値図化データの内3次元データとして取得したデータを用いて、3次元の地形モデル（TIN）データを作成する。ただし、調書の作成に必要な区域について作成するものとし、作成範囲については事前に監督員の承認を受けるものとする。

別紙3 区域設定上の諸規則

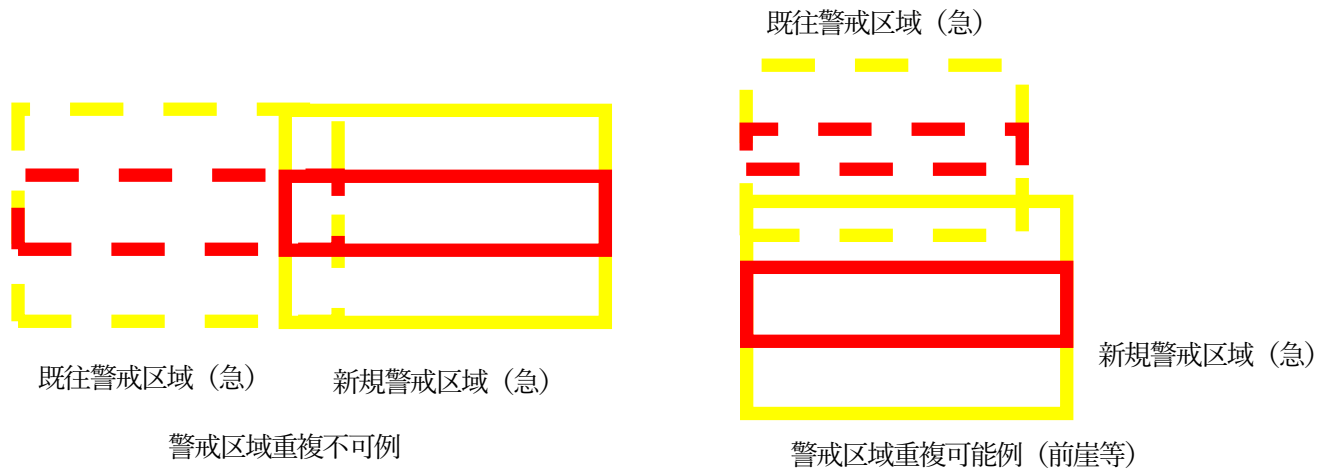
(リスク箇所の現地確認)

第1条 抽出したリスク箇所は、現地調査により土砂災害防止法に規定する危害のおそれのある土地を確認する。

(隣接するリスク箇所)

第2条 リスク箇所の現地調査の結果、土砂災害警戒区域の条件を満たす場合は、隣接する既往又は、新規の土砂災害警戒区域とできる限りひとつの箇所にまとめる。この場合、公示用図書は、既往土砂災害警戒区域と合わせた1区域として作成する。ただし、まとめることで弊害が生じる場合はこの限りではない。

2 発生現象の異なる土砂災害警戒区域の重複は問題とならないが、発生現象が同一の既往土砂災害警戒区域と重複しないように設定する。ただし、前崖等の異なる斜面での重複は可能である。



(既往土砂災害警戒区域形状の修正)

第3条 既往土砂災害警戒区域形状の修正は当業務では実施しない。

(区域名の命名規則)

第4条 区域名は同一市町村内で同一名称を使用しない。

2 土石流の区域名は、下流に存在する河川名の支渓とする。

区域名例

下流の河川名	区域名
〇〇谷川	〇〇谷川支
□□谷川	□□谷川支

別紙4 DXF（警戒区域等区域図）ファイル作成について

1 DXF ファイル作成時の取り決めについて

- ① DXF ファイルのファイルバージョンは、R12 または R14 とする
- ② CAD でデータを編集する時、書き込むレイヤ番号、ファイル名称などを統一する（「2. DXF ファイル名の付け方」について参照）。
- ③ CAD 上の座標、単位は統一（世界測地系（平面直角座標系(2011)第IV系）でメートル単位）※1
- ④ 基本的に 1 ファイルは 1 つのポリゴン（区域を囲んだ線） とする。
- ⑤ 斜面分割ごと（枝番ごと）でファイルを作成すること。

※1 CAD が基本ミリ単位のため、倍率が 1/1000 倍。

2 DXF ファイル名の付け方について

- ① ②

（例）Y 01DK20001 → 「 Y01DK20001 」

- ① 警戒区域 → 「Y」、特別警戒区域 → 「R」
- ② 土砂災害警戒区域等管理番号の付与方法は別紙8参照

3 台帳システム画面での指定地名等の付け方について

- ① ②

（例）〇〇谷（01DK20001） → 「 〇〇谷(01DK20001) 」

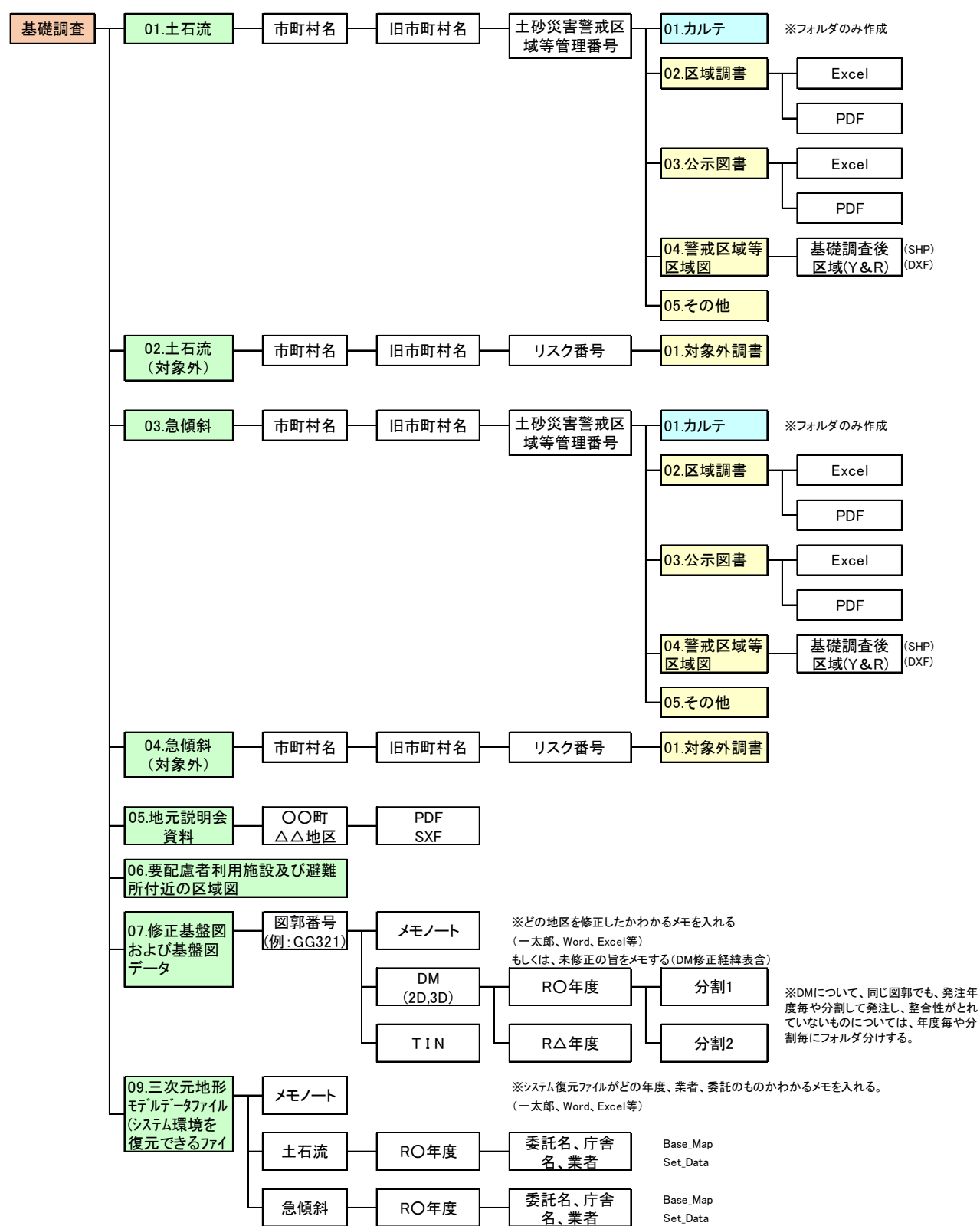
- ① 区域名（土砂災害警戒区域等管理番号）をつける。
- ② （土砂災害警戒区域等管理番号）（付与方法は別紙8参照）

※文字の大きさは原則（8. 20503）を使用

4. 台帳システム用のデータについて

砂防台帳システムに入力するためには、事前に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域毎にフォルダ分けしておくこと。

別紙5 フォルダ分け



※市町村提供データは01,03,06のみとする。

別紙6 土砂災害警戒区域等管理番号

土砂災害警戒区域等管理番号は、1つの区域に1つとし、枝番号はつけない。

土砂災害警戒区域等管理番号の付与方法

① ② ③

(例) 01 DK 20001 → 「 01DK20001 」

① 市町村番号 ※1

② リスク形態 DK：土石流（県）、DS：土石流（四国山地砂防）

K：急傾斜

JK：地すべり（県土整備部）、JS：地すべり（四国山地砂防）、JN：地すべり（農林水産部）

③ 通し番号（各市町村における通し番号 20001 番から）

※1 市町村番号

01：徳島市、02：鳴門市、03：小松島市、04：阿南市、05：吉野川市、06：阿波市、
07：美馬市、08：三好市、09：勝浦町、10：上勝町、11：佐那河内村、12：石井町、
13：神山町、14：那賀町、15：牟岐町、16：美波町、17：海陽町、18：松茂町、
19：北島町、20：藍住町、21：板野町、22：上板町、23：つるぎ町、24：東みよし町

※2 既往の警戒区域への追加となる場合は、県から別途提供する既往警戒区域の管理番号とする。

この場合の「土砂災害警戒区域DB」は、区域追加前の行の下に追加後の行を挿入し、指定回数欄に、「n+1」を入れる。

別紙7 土砂災害警戒区域等管理番号付与までのリスク番号による整理方法

リスク番号の付与方法

① ② ③

(例) R 01 DK 0001※2 → 「 R01DK0001 」

① 市町村番号 ※1

② リスク形態 DK：土石流（県）、DS：土石流（四国山地砂防）

K：急傾斜

③ リスク箇所一覧表の番号

※1 市町村番号

01：徳島市、02：鳴門市、03：小松島市、04：阿南市、05：吉野川市、06：阿波市、
07：美馬市、08：三好市、09：勝浦町、10：上勝町、11：佐那河内村、12：石井町、
13：神山町、14：那賀町、15：牟岐町、16：美波町、17：海陽町、18：松茂町、
19：北島町、20：藍住町、21：板野町、22：上板町、23：つるぎ町、24：東みよし町

※2 区域の分割、子溪流等の設定により枝番が発生した場合、リスク箇所番号の後ろにハイフン1、ハイフン2、ハイフン3・・・（-1、-2、-3・・・）を付ける。

※3 アルファベットは半角大文字、数字は半角にすること。またR、①、②、③の間等にスペースや余分なハイフン等はいれないこと。

例1)・・・枝番が無い場合

『徳島市、土石流（県）、リスク箇所一覧表の番号0001』 → 『R01DK0001』

『阿南市、急傾斜、リスク箇所一覧表の番号0002』 → 『R04K0002』

例2)・・・枝番が存在する場合

『三好市、土石流（四国山地砂防）、リスク箇所一覧表の番号0003』 → 『R08DS0003-1』『R08DS0003-2』

『美馬市、急傾斜、リスク箇所一覧表の番号0004』 → 『R07K0004-1』『R07K0004-2』